

地方分権改革の動向

1 安倍内閣における地方分権改革の推進体制

地方分権改革の推進体制として、以下の組織が設置。

地方分権改革推進本部（3月8日 閣議決定）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

本部員：他の全ての国務大臣

地方分権改革有識者会議（4月5日 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定）

座長：神野直彦東京大学名誉教授

座長代理：小早川光郎成蹊大学法科大学院客員教授

議員：古川康佐賀県知事、森雅志富山市長、白石勝也松前町長ら

※有識者会議は、4月12日に第1回会合。

当面、骨太方針2013に向けて、地方分権改革の今後のあり方などについての中間とりまとめ、国から地方への事務・権限移譲に取り組む予定。

2 第3次一括法案

4月12日に法案閣議決定、通常国会提出。

3 経済財政諮問会議における議論

3月26日に有識者議員から地方分権改革と規制改革を推進するための「47特区」、総合特区・構造改革特区の見直しが提案。

安倍総理から新藤総務大臣に対して、地方分権の一層の推進、特区制度の深堀りについて検討し、経済財政諮問会議で報告するよう指示。